

事業歴3年未満の方

創業者カードローン 当座貸越根保証

創業者のみなさまの
成長を
バックアップ



まずは、商工会議所・商工会に
ご相談ください！

商工会議所・商工会



信用保証協会



創業者



金融機関

☆ **事業歴が3年未満**の個人・法人が対象！

既に当協会のご利用がある方、または、同時に創業保証等、
他の保証制度のお申込を検討されている方、ぜひご相談ください！

☆保証限度額 **100万円～300万円**まで

☆保証料率 年0.29%～1.52%（全料率区分 **年0.1%割引**）

意欲ある企業のパートナー

 岐阜県信用保証協会

詳細は裏面を
ご覧ください

創業者カードローン当座貸越根保証について

創業から日が浅い中小企業・小規模事業者の経営に必要な資金を、商工会議所・商工会と岐阜県信用保証協会が連携のうえカード・通帳等を用いて反復継続的かつ安定的に供給し、円滑な資金調達を支援する保証制度です。

●ご利用いただける方

岐阜県内に事務所または営業所を有し事業を行っている方で、次のすべての要件に該当する方

- (1)業歴については、次の何れかに該当すること
 - ア 新規申込においては、創業から3年未満である
 - イ 更新においては、創業から5年未満である
- (2)協会の保証利用については、次の何れかに該当すること
 - ア 協会の保証利用がある
 - イ 本保証と同時に、他の保証を申込している
- (3)創業したことが確認できる資料（開業届等）を提出できること

●制度の概要

保証限度額	100万円以上300万円まで（100万円単位）
資金使途	事業に必要な運転資金又は設備資金
保証期間	1年間 ※創業から事業歴5年以内の方は更新可能
保証料率	年0.29%～1.52% （リスク考慮型責任共有保証料率（特殊保証）より一律 年0.10%割引 ）
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	原則として、法人代表者以外は不要
添付書類（必須）	(1) 創業者カードローン当座貸越根保証報告書 (2) 創業したことが確認できる資料 法人の場合 登記事項証明書（写） 個人の場合 開業届（写）

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。
金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

役立つ情報を
配信しています！

LINE@

